

小牧市都市計画法施行細則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 2 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 3 1 号

小牧市都市計画法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第2条 法第29条第1項の規定による許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、法第30条第1項の申請書に、同条第2項の書面及び省令第17条第1項に定める添付図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、申請者の資力及び信用に関して市長が特に調査する必要がないと認めた者である場合には第3号及び第4号の書類を、申請者と工事施行者が同一人である場合には第4号の書類を省略することができる。

- (1) 当該開発区域の土地の公図の写し
- (2) 当該開発区域の土地の登記事項証明書
- (3) 申請者の資力及び信用に関する書類
- (4) 工事施行者の能力に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項第3号に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第1）
- (2) 法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証する書類（個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証する書類）

- (3) 法人税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税（個人の場合は、所得税及び個人事業税）並びに都道府県民税の納税証明書

3 第1項第4号に掲げる工事施行者の能力に関する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第2）

(2) 前項第2号に掲げる書類

（設計説明書）

第3条 省令第16条第2項の設計説明書は、様式第3によるものとする。

（開発行為の施行等の同意書）

第4条 省令第17条第1項第3号の法第33条第1項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類は、様式第4によるものとする。

（設計者の資格に関する申告書）

第5条 省令第17条第1項第4号の設計図を作成した者が省令第19条に規定する資格を有する者であることを証する書類は、設計資格に関する申告書（様式第5）によるものとする。

（既存の権利者の届出）

第6条 法第34条第13号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、既存の権利者の届（様式第6）によるものとする。

（開発行為変更許可申請書等）

第7条 法第35条の2第2項の申請書は、開発行為変更許可申請書（様式第7）によるものとし、省令第28条の3の規定により添付する図書のほか、第2条第1項各号に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えなければならない。

2 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書（様式第8）によるものとし、開発行為の変更に伴い市長が必要と認める図書を添えなければならない。

（着手届）

第8条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手したときは、速やかに開発行為着手届（様式第9）に、工事工程表（開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

（工程報告）

第9条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事が次に掲げる工程に達する日前3日までに、その旨を市長に報告しなければならない。

(1) 高さ2メートル以上の練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎を完了するとき。

- (2) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、配筋を完了するとき。
- (3) 無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、型枠を完了するとき。
- (4) 暗渠^{きょ}を設置するとき。
- (5) 側溝を設置するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ市長が指定する工程
(工事完了の届出書等の添付図書)

第10条 省令第29条の工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書には、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、公共施設工事完了届出書の場合には、第1号の図書を省略することができる。

- (1) 確定平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (2) 公共施設表示図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(工事完了公告)

第11条 法第36条第3項の規定による工事の完了の公告は、小牧市公告式条例（昭和30年小牧市条例第3号）第2条第2項に規定する方法によりこれを行うものとする。

（建築制限等の解除）

第12条 法第37条第1号の規定による建築制限等の解除の承認を受けようとする者は、建築制限等解除承認申請書（様式第10）に、建築制限等の解除を受けようとする部分を明示した土地利用計画図（縮尺1,000分の1以上のもの）を添えて市長に提出しなければならない。

（開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書）

第13条 省令第32条の届出書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 当該開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- (2) 工事に着手している場合には、廃止時の当該土地の現況図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (3) 当該工事の廃止に係る地域を明示した図面（縮尺1,000分の1以上のもの）

（市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請）

第 1 4 条 法第 4 1 条第 2 項ただし書（法第 3 4 条の 2 第 2 項（法第 3 5 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 3 5 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けようとする者は、建築物の特例許可申請書（様式第 1 1）に、次に掲げる図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 敷地内配置図（縮尺 5 0 0 分の 1 以上のもの）
- (3) 建築物の各階平面図（縮尺 2 0 0 分の 1 以上のもの）
- (4) 建築物の立面図（縮尺 2 0 0 分の 1 以上のもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図面
（予定建築物等以外の建築等の許可の申請）

第 1 5 条 法第 4 2 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（様式第 1 2）に、次に掲げる図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 敷地内配置図（縮尺 5 0 0 分の 1 以上のもの）
- (3) 建築物又は特定工作物の各階平面図（縮尺 2 0 0 分の 1 以上のもの）
- (4) 建築物又は特定工作物の立面図（縮尺 2 0 0 分の 1 以上のもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図面
（建築物の建築等の許可の申請書の添付図書）

第 1 6 条 法第 4 3 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、省令第 3 4 条第 1 項の申請書に、同条第 2 項に定める添付図書のほか、前条第 3 号から第 5 号までに掲げる図面を添えなければならない。

（許可に基づく地位の承継）

第 1 7 条 法第 4 4 条の規定により許可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく承継届（様式第 1 3）に、承継したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

第 1 8 条 法第 4 5 条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、開発許可に基づく地位の承継承認申請書（様式第 1 4）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 省令第 1 6 条第 5 項の資金計画書

(3) 省令第17条第1項第3号に掲げる書類

(4) 第2条第1項第3号から第5号までに掲げる書類
(開発登録簿)

第19条 省令第36条第1項の調書は、様式第15によるものとする。

第20条 法第47条第5項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により開発登録簿の写しを請求しようとする者は、開発登録簿の写しの交付申請書（様式第16）を市長に提出しなければならない。

（建築の許可の申請書の添付図書）

第21条 省令第39条第2項第3号のその他参考となるべき事項を記載した図書は、次に掲げる図面とする。

(1) 案内図

(2) 平面図（縮尺200分の1以上のもの）

（土地の買取り申出）

第22条 法第56条第1項の規定により土地を買い取るべき旨の申出をしようとする者は、土地の買取り申出書（様式第17）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 買取りを申し出る土地の位置図（縮尺10,000分の1以上のもの）

(2) 買取りを申し出る土地の区域を示す実測平面図（縮尺500分の1以上のもの）

(3) 当該土地の登記事項証明書

（事業地内における建築等の許可の申請）

第23条 法第65条第1項の規定による許可を受けようとする者は、事業地内における建築等の許可申請書（様式第18）に、次の各号に掲げる行為の種類に応じ、当該各号に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 土地の形質の変更

ア 案内図

イ 土地の現況及び変更後の状況を表示する平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）

ウ 土地の現況及び変更後の状況を表示する2面以上の断面図（縮尺1,000分の1以上のもの）

エ 施行説明書

(2) 建築物の建築その他工作物の建設

ア 案内図

イ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺 200 分の 1 以上のもの）

ウ 建築物又は工作物の平面図（縮尺 200 分の 1 以上のもの）

エ 建築物又は工作物の断面図（縮尺 200 分の 1 以上のもの）

(3) 物件の設置又は堆積

ア 案内図

イ 設置又は堆積を行う敷地の部分を表示する図面（縮尺 500 分の 1 以上のもの）

ウ 施行説明書

（標識の設置）

第 24 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める様式による標識を当該工事の期間中当該施行地区の見やすい場所に設置しなければならない。

(1) 法第 29 条第 1 項の規定による許可を受けた者 様式第 19

(2) 法第 53 条第 1 項又は法第 65 条第 1 項の規定による許可を受けた者 様式第 20

（監督処分に係る標識）

第 25 条 法第 81 条第 3 項の標識は、様式第 21 によるものとする。

（開発行為又は建築に関する証明書の交付申請）

第 26 条 省令第 60 条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書（様式第 22）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 敷地内配置図（縮尺 500 分の 1 以上のもの）

(3) 建築物の各階平面図（縮尺 200 分の 1 以上のもの）

(4) 建築物の立面図（縮尺 200 分の 1 以上のもの）

(5) 土地の公図の写し

(6) 土地の登記事項証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（身分証明書）

第 27 条 法第 82 条第 2 項の規定による証明書は、様式第 23 による。

(書類の提出部数)

第 28 条 法、省令及びこの規則により市長に提出する書類の部数は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第 28 条関係)

申請書又は届出事項の区分	部数
法第 29 条第 1 項の規定による開発行為の許可の申請	正本 1 部及び副本 1 部
法第 35 条の 2 第 1 項の規定による開発許可に係る事項の変更許可の申請	
法第 37 条第 1 号の規定による建築制限等の解除承認の申請	
法第 41 条第 2 項ただし書の規定による市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請	
法第 42 条第 1 項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の建築等の許可の申請	
法第 43 条第 1 項の規定による建築物又は第一種特定工作物の建築等の許可の申請	
法第 45 条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認の申請	
法第 53 条の規定による建築の許可の申請	
法第 56 条第 1 項の規定による土地の買取りの申出	
法第 65 条第 1 項の規定による事業地内における建築等の許可の申請(市施行の事業地内における申請に限る。)	
省令第 60 条の規定による開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請	正本 1 部
法第 34 条第 13 号の規定による既存の権利	

者の届	
法第35条の2第3項の規定による開発許可に係る事項の軽微な変更の届出	
法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出	
第8条の規定による開発行為の着手の届出	
法第36条第1項の規定による工事完了の届出及び公共施設の工事完了の届出	
法第44条の規定による許可に基づく地位の承継の届出	

様式第 1 （第 2 条関係）

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代表者氏名 〕

次のとおり申告します。

設 立 及 び 沿 革		設 立 年 月 日				
業 務 の 内 容 (法令による登録等)		()				
資 産 の 状 況 (資 本 金)		(千円)				
納 税 額	種 類 年度	法 人 税 又 は 所 得 税	法 人 事 業 税 (特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税 を 含 む。) 又 は 個 人 事 業 税	都 道 府 県 民 税	そ の 他	
	年度 (前年度)	円	円	円	円	
従 業 員 数		人				
宅 地 造 成 等 の 経 歴	工 事 の 名 称	工 事 施 行 者	工 事 施 行 場 所		面 積 平方メート ル	施 行 年 度

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2 （第 2 条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び
代表者氏名 〕

次のとおり申告します。

工事施行者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)					
設 立 及 び 沿 革		設立 年 月 日			
業 務 の 内 容 (法令による登録等)		()			
資 産 の 状 況 (資 本 金)		(千円)			
従 業 員 数		事務職	人	技術職	人 計 人
宅 地 造 成 等 の 経 歴	工事の名称	施行主名	工 事 施 行 場 所		面 積
					平方メートル

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

設 計 説 明 書									
設計者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			電話						
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称									
設計 方針	事 業 の 目 的								
	基 本 方 針								
工区 計画	工 区 の 名 称		工 区 面 積 (平方メートル)		着 手 予 定 年 月 日		完 了 予 定 年 月 日		
					年 月 日		年 月 日		
開 発 区 域 内 の 土 地 の 現 況	区 域 区 分		用 途 地 域		その他の地区及び他の法令による規制				
	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域		地 域						
	地 目 別 概 要	区 分	宅 地	農 地	山 林	公 共 施 設 用 地	そ の 他	計	
		面 積 (平方メー トル)							
		比 率 (パーセン ト)						100%	
土 地 利 用 計 画	区 分	宅 地	公 共 の 用 に 供 す る 空 地				そ の 他	計	
			道 路	公 園	緑 地 及 び 広 場	排 水 施 設			
	面 積 (平方メー トル)								
	比 率 (パーセン ト)						100%		
	接 続 道 路		幅員(メートル)		延長(メートル)		面積(平方メートル)		
	予定建築物等の用途					区画数			
公共施設の 整 備 計 画									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

従前の公共施設一覧表										従前の公共施設		有・無	
従前の公共施設 の名称	新旧対照図に 付した番号	廃止、付替え、 拡幅等の別	概 要			管 理 者		積 面 (平方メートル)	名	称	同 意 の 有 無	所 有 者 の 名 称	摘 要
			延 長 (メートル)	幅 (管径) (メートル)	員	管 理 者							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

新設する公共施設一覧表							新設する公共施設			有・無	
新設する公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	概 要			管理者となるべき者の名称	協議協の	協議成立中別	用地の帰属	摘 要		
		延長 (メートル)	幅 (管径) (メートル)	員 面 積 (平方メートル)							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 4 片

付替えに係る公共施設一覧表							付 替 え に 係 る 公 共 施 設		有・無
従 前 の 公 共 施 設			付 替 え に 係 る 公 共 施 設			付 替 え 後 に お け る 従 前 の 公 共 施 設 用 地 の 帰 属	摘 要		
名	称	新 旧 対 照 図 に 付 し た 番 号	土 地 所 有 者 の 名 称	名	称			新 旧 対 照 図 に 付 し た 番 号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 4 (第 4 条関係)

同意を得たことを証する書類							
住 所 名 氏 名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代表者氏名 〕							
都市計画法第 3 3 条第 1 項第 1 4 号の開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する次の者の同意を得ていることを証します。							
土地又は建築物 その他の工作物 の所在及び地番	地目又は建築 物その他の工 作物の種類	地 積 (平方メートル)	権利の種類	同意年月日	権 利 者 の 住 所	権 利 者 の 氏 名	
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
摘 要							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

設 計 資 格 に 関 す る 申 告 書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住 所
氏 名
〔名 称 及 び〕
代表者氏名

次のとおり、申告します。

設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	年 月 日生		
勤務先の所在 地 及 び 名 称	電話		
設計資格に係りのある最終学歴			
学 校 名	学部及び学科名	修 業 年 限	卒 業 年 月 日
設計資格に係りのある登録又は講習			
種 類	登録番号又は修了証番号	登録又は修了年月日	
※	1 号	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ	
都市計画法施行規則第 1 9 条の該当資格	2 号		

※欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第2片

実 務 ・ 設 計 経 歴 書

実 務 経 歴	勤 務 先 (所在地及び部課名)	職 務 内 容 (できるだけ具体的に)	在 職 期 間		
			年	月から	(年数) 年 月
			年	月まで	年 月
			年	月から	年 月
			年	月まで	年 月
			年	月から	年 月
			年	月まで	年 月
			年	月から	年 月
			年	月まで	年 月
設 計 経 歴	事 業 主 体	施 行 場 所	面 積 (平方メートル)		工事の許認可の あった年月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 6 (第 6 条関係)

既 存 の 権 利 者 の 届

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住所
氏名
〔名称及び
代表者氏名〕

電話

次のとおり、土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有しています。

届出者の職業 (法人はその業務内容)	
土地の所在及び地番	
土地の地目	地目 (農地転用許可 年 月 日 第 号)
地 積	平方メートル
権利を有していた目的	
権利の種類及び内容	所有権、所有権以外の権利()
権利の取得年月日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 7 （第 7 条関係）

開発行為変更許可申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び
代表者氏名 〕
電話

次のとおり、開発行為の変更を許可してください。

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	予 定 建 築 物 の 用 途	
	工事施行者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
	都市計画法第 3 4 条の該当号 及 び 該 当 す る 理 由	
	そ の 他 必 要 な 事 項	
開発許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可の許可番号		年 月 日 第 号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 8 （第 7 条関係）

開発行為変更届出書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び
代表者氏名 〕

電話

次のとおり、開発許可を受けた事項を変更しました。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号			年 月 日 第 号
施 行 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称			
変 更 事 項	内 容	新	
		旧	
	変 更 年 月 日		年 月 日
	変 更 の 理 由		
連 絡 先			電話
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 9 （第 8 条関係）

開 発 行 為 着 手 届

年 月 日

（宛先）小牧市長

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕

電話

次のとおり、開発許可に係る工事に着手しました。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
施 行 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		
着 手 年 月 日 及 び 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日 着 手 年 月 日 完 了 予 定
工 事 施 行 者	住 所	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	
	連 絡 場 所	電話
	現 場 監 理 者 氏 名	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 1 0 (第 1 2 条関係)

建築制限等解除承認申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所

氏 名

(名 称 及 び
代表者氏名)

電話

次のとおり、建築制限等の解除を、承認してください。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
開 発 行 為 の 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日完了予定
建築物又は特定工作物の 建築等完了予定年月日	年 月 日完了予定
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
建 築 制 限 解 除 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 1 1 (第 1 4 条関係)

建築物の特例許可申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所
氏 名

〔名称及び
代表者氏名〕

電話

敷地
次のとおり、建築物の 構造 について、許可をしてください。
設備

建築物を建築しようとする土地の所在及び地番	
敷地の面積	平方メートル
建築の面積	平方メートル
予定建築物の用途	
申請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 1 2 (第 1 5 条関係)

予定建築物等以外の建築等許可申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所

氏 名

〔名称及び
代表者氏名〕

電話

次のとおり 新 築
新 設
改 築
用途の変更 の許可をしてください。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
土 地 の 所 在 及 び 地 番	
新築、新設、改築又は用途の変更 前の建築物又は特定工作物の用途	
新築、新設、改築又は用途の変更 後の建築物又は特定工作物の用途	
変 更 の 理 由	
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 1 3 (第 1 7 条関係)

承 継 届 年 月 日 (宛先) 小牧市長 住 所 氏 名 〔 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 〕 電 話 次のとおり 開発 等許可に基づく地位を承継しました。 建築	
許 可 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
施行地域に含まれる 地域の名称	
被承継人の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	電 話
承 継 の 原 因	
権限の取得年月日	年 月 日
工事施行者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	電 話 局 番

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 1 4（第 1 8 条関係）

開発許可に基づく地位の承継承認申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
代表者氏名

電話

次のとおり、地位を承継したいので、承認してください。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
被承継人の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	電話
承 継 の 原 因	
工事施行者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 1 5 (第 1 9 条関係)

開 発 登 録 簿 調 査		市 町 村 名		整理番号				
開	許 可 年 月 日	年	月	日	許可を受けた者の住所及び氏名			
	許 可 番 号	第	号					
発 行 為	開発許可に含まれる地域の名称				平方メートル	工 区 数	許可等に付した条件	
	予定建築物等の用途							☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域
	工事施行者の住所及び氏名				その他の地区等			
	法第41条の規定による制限の内容							特許許可の内容
承 継	予定建築物等以外の建築等許可(協議)							
	承認年月日	年	月	日				承継人の住所及び氏名
着 手	承認番号	第	号		建築制限等解除	工 区 名	承認年月日	
	工 区 名	着 手 年 月 日						
変 更	許可年月日	許 可 番 号				変 更 の 内 容	備 考	
工事完了	工 区 名	検査済証交付年月日	完了公告年月日			摘要(公共施設のみの場合は、その名称)		
□印の欄は、該当するものにレ印をすること。								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 16 (第 20 条関係)

開発登録簿の写しの交付申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕
電 話

次のとおり、開発登録簿の写しを交付してください。

開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 (名称及び代表者氏名)	
写 し の 用 途	
写 し の 部 数	調書 部 土地利用計画図 部
※ 交 付 年 月 日	年 月 日
※ 備 考	

※欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 17 (第 22 条関係)

土 地 の 買 取 り 申 出 書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所
氏 名

〔 名 称 及 び
代表者氏名 〕

電話

次のとおり土地の買取りをを申し出ます。

土 地 の 所 在 及 び 地 番				
土 地 の 地 目 及 び 面 積		平方メートル		
土地に存する 所有権以外 の 権 利	種 類			
	内 容			
	権利者の住所 及び氏名			
地 上 の 物 件		有・ 無	種 類	
買 取 り の 希 望 価 格				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第 18 (第 23 条関係)

事業地内における建築等の許可申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所

氏 名

〔名称及び
代表者氏名〕

電話

次のとおり、事業地内において建築等をしたいので、許可してください。

土地、建築物、工 作物又は物件の位置	
行 為 の 種 別	土地の形質の変更・建築物の建築・工作物の建設・ 物件の設置・物件の堆積
建築物又は工作物の構造	
敷地面積、建築(建設) 面積又は行為面積	

備考 建築物又は工作物の構造の欄には、行為の種別が土地の形質変更の場合においては変更の内容を、物件の設置又は堆積の場合においては物件の種類及び重量を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 1 9 （第 2 4 条関係）

都市計画法に基づく開発許可済	
開発許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許可権者	小牧市長
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事施行者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 標識の大きさは、自己の居住又は業務の用に供する場合は縦 2 5 センチメートル以上、横 3 5 センチメートル以上とし、それ以外の場合は縦 8 0 センチメートル以上、横 1 2 0 センチメートル以上とする。

様式第 2 0 （第 2 4 条関係）

第 5 3 条第 1 項 都市計画法 による許可済 第 6 5 条第 1 項	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事施行者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 標識の大きさは、縦 2 0 センチメートル以上、横 3 0 センチメートル以上とする。

様式第 2 1 (第 2 5 条関係)

都市計画法による命令の公示

土地(工作物等)の所在地
命令を受けた者の氏名

この土地(工作物等)は、都市計画法に違反しているので、 年 月 日
付けで、同法第 8 1 条に基づき を命じた。

注意

- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、 を行った場合は罰せられます。
水道事業者 水道
- 3 年 月 日 電気事業者に対して 電気の供給の申込みの承諾を保留す
ガス事業者 ガス
るよう要請しています。

年 月 日

小牧市長

備考 標識の大きさは、縦 4 6 センチメートル、横 6 1 センチメートル以上とする。

様式第 2 2 (第 2 6 条関係)

開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
〔 代表者氏名 〕

電話

下記のものについて、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項（同法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき建築の確認済証の交付を受けたいの

第 2 9 条第 1 項
第 3 5 条の 2 第 1 項
第 4 1 条第 2 項
で、都市計画法 第 4 2 条 の規定に適合している旨の証明書を交付してください。
第 4 3 条第 1 項
第 5 3 条第 1 項

建 築 物 は 作 の 画 概	計画に係る土地の所在、 地 番 及 び 面 積	平方メートル
	用 途	
	構 造	
	工 事 の 種 別	
	面 積	平方メートル
都 市 計 画 法 許 可 等 概	区 域 区 分	☐ 市街化区域(用途地域名) ☐ 市街化調整区域
	許 可 等 の 種 別	
	許可等を受けた者の住所 及 び 氏 名 (名 称)	
	許可等を受けた土地に 含 ま れ る 地 番	
	許 可 等 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
備 考		

備考 1 ☐印の個所は、該当するものにレ印すること。

2 「都市計画法の許可等の概要」欄の「許可等の種別」が法第 2 9 条第 1 項ただし書又は第 5 3 条第 1 項ただし書に該当する場合にあっては、同欄の「許可等を受けた者の住所及び氏名（名称）」及び「許可等を受けた土地に含まれる地番」の記載は必要ない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2 3（第 2 7 条関係）

（表）

第		号
身 分 証 明 書		
所 属		
職 名		
氏 名		
年		月 日生
上記の者は、都市計画法第 8 2 条第 1 項の規定により立入検査を行うことができる者であることを証明する。		
年		月 日交付
小牧市長		印

（裏）

都 市 計 画 法 抜 粋

（立入検査）

第 8 2 条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦 6 センチメートル、横 8 センチメートルとする。